

○船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

平成16年3月31日

条例第20号

船橋市産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 産業廃棄物の不適正な処理への対策(第5条—第7条)

第3章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置(第8条—第10条)

第2節 削除

第3節 小規模産業廃棄物処理施設(第12条—第23条)

第4節 不法投棄等の防止(第24条—第26条)

第4章 雑則(第27条—第30条)

第5章 罰則(第31条—第35条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいい、法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物を含むものとする。以下同じ。)の不適正な処理の防止を図るため、事業者、市民及び市の責務を明らかにするとともに、必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の不適正な処理による環境への負荷を低減し、もって良好な生活環境の保全に資することを目的とする。

(平23条例8・一部改正)

(事業者の責務)

第2条 事業者は、物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うに当たり、産業廃棄物の発生をなくすこと、その量を相当程度少なくすること等を行い、産業廃棄物の発生を抑制するとともに、再生資源を利用することによる産業廃棄物の再生利用に努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動に伴い排出した産業廃棄物を処理する場合にあっては、当該産業廃棄物の適正な処理に要する費用を負担し、及び当該産業廃棄物の発生から最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生をいう。以下同じ。)までの過程を適正に管理するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関

する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、市が実施する産業廃棄物の不適正な処理の防止及び適正な処理の促進に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、産業廃棄物の不適正な処理の防止を図るため、事業者、市民、市のすべてが一体となった取組を推進し、これらに関する基本的かつ総合的な施策の策定及び実施に努めるものとする。

2 市は、事業者及び市民に対し、産業廃棄物の不適正な処理の防止を図るために必要な情報の提供、啓発及び指導、産業廃棄物の減量及び資源の有効利用のための技術開発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 産業廃棄物の不適正な処理への対策

(体制の整備等)

第5条 市は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し監視体制その他の必要な体制を整備するとともに、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関し必要な対策を講ずるものとする。

(監視等)

第6条 市は、産業廃棄物の不適正な処理を防止するための必要な監視に努めるとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかに当該不適正な処理を行った者その他の関係者に対して、当該産業廃棄物の撤去を要請する等産業廃棄物の適正な処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 市民及び事業者は、それぞれ産業廃棄物の不適正な処理を防止するために必要な監視を行うよう努めるとともに、産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係機関に通報しなければならない。

(土地所有者等の責任)

第7条 市内の土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下この条及び第26条において「土地所有者等」という。)は、当該土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われないよう当該土地の利用目的に沿った適正な管理に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において産業廃棄物の不適正な処理が行われたことを知ったときは、速やかにその旨を関係機関に通報しなければならない。

- 3 産業廃棄物の不適正な処理が行われた土地の土地所有者等は、当該土地に係る生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために、その権限により容易に対処することができるものと認められる措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 土地所有者等は、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する市が講ずる措置に協力しなければならない。

第3章 産業廃棄物の適正な処理

第1節 産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置

(廃棄物処理票)

第8条 産業廃棄物を排出する事業者は、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理する場合は、規則で定めるところにより、当該産業廃棄物の種類及び数量、排出する事業場及び処理する場所の位置及び名称その他規則で定める事項を記載した処理票(以下「廃棄物処理票」という。)を作成し、これによる処理を行うことにより当該産業廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確にしなければならない。

(廃棄物処理票による処理)

第9条 前条の規定により廃棄物処理票による産業廃棄物の処理を行う場合においては、産業廃棄物を排出する事業場の管理者は、廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付しなければならない。この場合において、当該管理者は、当該廃棄物処理票の写しを作成し、当該産業廃棄物の処理を終了した日から3年間、当該事業場(当該事業場において保存することが困難である場合にあつては、当該事業者の最寄りの事務所)に保存しなければならない。

- 2 産業廃棄物の運搬の業務に従事する者(当該産業廃棄物の処理を委託された業者である者を除く。次項において同じ。)は、当該産業廃棄物の運搬中において、当該産業廃棄物に係る廃棄物処理票を常に携行しなければならない。
- 3 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の運搬の業務に従事する者は、当該運搬が終了した場合は、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを運搬先の管理者に交付しなければならない。
- 4 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の積替え又は保管の業務に従事する者(当該産業廃棄物の処理を委託された業者である者を除く。)は、当該廃棄物処理票に記載された事項を遵守して当該産業廃棄物を処理し、規則で定めるところにより、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の引渡しとともに、これを次の処理過程への運搬の業務に従事する者に交付しなければならない。

5 廃棄物処理票の交付を受け、産業廃棄物の中間処理(産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の中途において産業廃棄物を処分することをいう。)又は最終処分を行う施設の管理者は、当該廃棄物処理票とともに引渡しを受けた産業廃棄物が当該廃棄物処理票に記載された事項と相違がないことを確認するとともに、当該廃棄物処理票に規則で定める事項を記載して、当該産業廃棄物の処理を終了した日から3年間、これを当該中間処理又は最終処分を行う施設(当該施設において保存することが困難である場合にあっては、当該施設の管理者の最寄りの事務所)に保存しなければならない。

(搬入搬出時間の制限等)

第10条 産業廃棄物を排出する事業者が当該事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで自ら当該産業廃棄物の積替え若しくは保管、中間処理又は最終処分を行う場合にあっては、当該事業者は、午後10時から翌日の午前6時までの間においては、当該産業廃棄物を当該場所へ搬入し、又は当該場所から搬出してはならない。ただし、当該産業廃棄物の適正な処理が行われており、周辺地域における生活環境の保全及び災害の発生の防止に関し必要な措置が講じられている場合その他の規則で定める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反して産業廃棄物の搬入若しくは搬出をし、又はそのおそれがあると認めるときは、当該搬入若しくは搬出をし、若しくはしようとする者又は当該産業廃棄物を排出する事業者に対し、産業廃棄物の搬入若しくは搬出の中止を命じ、又は同項の規定に違反しないよう業務の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第2節 削除

第11条 削除

(平成29条例34)

第3節 小規模産業廃棄物処理施設

(許可)

第12条 次に掲げる施設(以下「小規模産業廃棄物処理施設」という。)を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、産業廃棄物を排出する事業活動を行う者が自ら当該事業活動を行う事業場に当該産業廃棄物に係る小規模産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合は、この限りでない。

(1) 法の許可を要する産業廃棄物の焼却施設以外の産業廃棄物の焼却施設であって次のいずれかに該当するもの

- ア 1時間当たりの処理能力が50キログラム以上のもの
- イ 火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上のもの
- ウ 燃焼室の容積が0.7立方メートル以上のもの

(2) 廃プラスチック類、木くず又はがれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。)である産業廃棄物の破碎施設であって1日当たりの処理能力が5トン以下のもの

(3) 事業者が自ら排出した産業廃棄物の積替保管場(廃棄物の積替え又は保管を行う場合における当該積替え又は保管の場所をいう。以下同じ。)であって、当該産業廃棄物の積替え又は保管の用に供する面積(次項及び次条において「供用面積」という。)が100平方メートル以上のもの

2 同一事業場内において2以上の産業廃棄物の焼却施設又は積替保管場を設置しようとする者に係る前項の規定の適用については、産業廃棄物の焼却施設にあつては当該2以上の産業廃棄物の焼却施設の焼却能力、積替保管場にあつては当該2以上の積替保管場の供用面積をそれぞれ合算して適用する。

(許可の申請)

第13条 前条第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 小規模産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (3) 小規模産業廃棄物処理施設の種類
- (4) 小規模産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- (5) 小規模産業廃棄物処理施設の処理能力(積替保管場である場合にあつては、供用面積)
- (6) 小規模産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (7) 小規模産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- (8) その他規則で定める事項

(許可の基準等)

第14条 市長は、第12条第1項の許可の申請について、当該申請に係る小規模産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

2 第12条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る小規模産業廃棄物処理施設について市長の検査を受け、当該小規模産業廃棄物処理施設が当該許可に係る前条の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用しては

ならない。

(変更の許可等)

第15条 第12条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る第13条第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 第12条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、又は第13条第1号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第16条 第12条第1項又は前条第1項の許可を受けた者(以下この節において「許可施設設置者」という。)は、規則で定める技術上の基準及び当該許可を受けた小規模産業廃棄物処理施設に係る第13条の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について前条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に従い、当該小規模産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

(排出基準)

第17条 第12条第1項第1号に掲げる小規模産業廃棄物処理施設の許可施設設置者は、当該小規模産業廃棄物処理施設の排出口において規則で定める排出基準に適合しないばいじん及び塩化水素を排出してはならない。

(関係書類の閲覧等)

第18条 許可施設設置者は、規則で定めるところにより、第12条第1項又は第15条第1項の許可に係る小規模産業廃棄物処理施設(以下この節において「許可施設」という。)の維持管理に関し規則で定める事項を記録し、これを当該許可施設(当該許可施設に備え置くことが困難である場合にあつては、当該許可施設設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可施設設置者は、規則で定めるところにより、許可施設がある事業所の公衆の見やすい場所において、当該許可施設の種類、処理する産業廃棄物の種類、処理能力その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(廃止等の届出)

第19条 許可施設設置者は、許可施設を廃止したとき、又は許可施設を休止し、若しくは当該許可施設を再開したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(譲受け等)

第20条 許可施設設置者から許可施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第14条第1項の規定は、前項の許可について準用する。

3 第1項の許可を受けて許可施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可施設に係る許可施設設置者の地位を承継する。

(相続等)

第21条 許可施設設置者について相続、合併又は分割(当該許可施設設置者の許可施設の全部を承継させるものに限る。)があったときは、当該許可施設の相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可施設の全部を承継した法人は、当該許可施設設置者のこの条例による地位を承継する。

2 前項の規定により許可施設設置者の地位を承継した相続人又は法人は、当該相続又は当該承継の日から30日以内に、その事実を証する書面を添付して、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第22条 市長は、許可施設設置者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可施設設置者に係る第12条第1項の許可を取り消し、又は当該許可施設設置者に対し期限を定めて当該許可施設につき必要な改善を命じ、若しくは期間を定めて当該許可施設の使用の停止を命ずることができる。

(1) 許可施設の構造又はその維持管理が第14条、第16条若しくは第17条に規定する技術上の基準又は当該許可施設の許可に係る第13条の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第15条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

(2) 許可施設設置者が第14条第2項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(帳簿の作成及び保存)

第23条 許可施設設置者は、帳簿を備え、許可施設に係る産業廃棄物の処理について規則で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後3年間当該許可施設ごとに保存しなければならない。

らない。

第4節 不法投棄等の防止

(不法投棄行為者等の公表)

第24条 市長は、産業廃棄物の不適正な処分(法第12条第1項に規定する産業廃棄物処理基準、同条第2項に規定する産業廃棄物保管基準、法第12条の2第1項に規定する特別管理産業廃棄物処理基準又は同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の処分をいう。第26条において同じ。)が行われた場合において、当該処分により生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、当該処分を行った者の氏名又は名称及び住所、当該処分に係る法又はこの条例に違反した事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(廃止施設等に対する措置等)

第25条 法第14条第1項若しくは第14条の4第1項の規定により産業廃棄物処理業若しくは特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた者で積替保管場を有するもの、法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の許可を受けた者又は第12条第1項の許可を受けた者は、これらの許可に係る積替保管場、産業廃棄物処理施設又は小規模産業廃棄物処理施設(以下この条、第27条及び第28条において「許可施設等」という。)を廃止した場合又は当該許可施設等に係る許可を取り消された場合は、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じなければならない。ただし、法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第5項の規定による産業廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けた場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反する者に対し、当該許可施設等に残存する産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(平23条例8・一部改正)

(不法投棄関係土地所有者等の義務)

第26条 産業廃棄物の不適正な処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある土地について、当該土地の土地所有者等又は市長その他の者がその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じた場合は、当該土地所有者等は、当該土地について産業廃棄物の不適正な処分の再発の防止に関し必要な措置を講じなければならない。ただし、当該土地所有者等が当該措置に係る産業廃棄物の不適正な処分が行われたことについてその責めに帰すべき事由がないと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の土地について市長がその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じた場合においては、当該土地の土地所有者等は、当該土地の利用計画について、市長の

確認を受けなければ、当該土地を引き続いて利用してはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第4章 雑則

(報告の徴収)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に使用する車両の運転者、産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者又は許可施設等の設置者に対し、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は許可施設等の構造若しくは維持管理に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分に使用する車両を停車させ、当該車両に立ち入り、又は事業者若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場若しくは許可施設等のある土地若しくは建物に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分又は許可施設等の構造若しくは維持管理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第29条 次の各号に掲げる者は、申請の際、当該各号に定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(1) 第12条第1項の許可を受けようとする者 1件につき70,000円

(2) 第15条第1項の許可を受けようとする者 1件につき50,000円

(3) 第20条第1項の許可を受けようとする者 1件につき50,000円

2 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第31条 次の各号の一に該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第1項の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を設置した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して、第13条第4号から第7号までに掲げる事項を変更した者
- (3) 第20条第1項の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けた者
- (4) 第22条又は第25条第2項の規定による命令に違反した者

第32条 第14条第3項(第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、小規模産業廃棄物処理施設を使用した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号の一に該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条の規定に違反して、廃棄物処理票を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (2) 第9条第1項前段、第3項又は第4項の規定に違反して、廃棄物処理票を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして廃棄物処理票を交付した者
- (3) 第9条第1項後段の規定に違反して、廃棄物処理票の写しを保存しなかった者
- (4) 第9条第2項の規定に違反して、廃棄物処理票を携行しなかった者
- (5) 第9条第5項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は廃棄物処理票を保存しなかった者
- (6) 第10条第2項の規定による命令に違反した者

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第3項、第19条又は第21条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第18条第1項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかった者
- (3) 第18条第2項の規定による標識を掲げない者
- (4) 第23条第1項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第2項の規定に違反して帳簿を保存しなかった者
- (5) 第27条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (6) 第28条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平29条例34・一部改正)

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第31条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定(船橋市証紙条例(昭和39年船橋市条例第9号)第2条第1号の改正規定に限る。)は公布の日から、第1章及び第2章の規定は平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成14年千葉県条例第3号)の規定によりなされた小規模産業廃棄物処理施設の許可を有する小規模産業廃棄物処理施設を設置している者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第12条第1項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該小規模産業廃棄物処理施設を設置している者は、施行日から3月以内に、規則に定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 第8条及び第9条の規定は、施行日以後に発生した産業廃棄物の処理について適用し、施行日前に発生した産業廃棄物の処理については、なお従前の例による。

(船橋市証紙条例の一部改正)

4 船橋市証紙条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成23年3月31日条例第8号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成29年10月10日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。